

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保健所長への委任） 第九条（略） 一―七十二（略） 七十三（略） （一）<u>（五）</u>第十四条第十三項の規定による医薬品等の製造販売の変更承認（薬局製造販売業者に限る。） （五）第十四条第十四項の規定による医薬品等の製造販売承認事項の軽微な変更の届出の受付（薬局製造販売業者に限る。） （六）<u>（五）</u>第六十九条第一項から第三項まで及び第五項の規定による報告の徴取、立入検査及び収去（配置販売業に係るものを除き、厚生労働大臣又は知事が許可、登録又は承認した医薬品等の製造販売業者及び製造業者等については、薬局製造販売業者及び薬局製造業者に限る。） （七）第七十条第一項及び第三項の規定による医薬品等の廃棄等の措置命令及び廃棄等の処分（配置販売業に係るものを除き、厚生労働大臣又は知事が許可、登録又は承認した医薬品等の製造販売業者及び製造業者等については、薬局製造販売業者及び薬局製造業者に限り、当該処分によつて所有者又は所持者に与える損失額が十万円を超える場合は、あらかじめ知事の指示を受けた場合に限る。） 七十四―九十（略）</p>	<p>（保健所長への委任） 第九条（略） 一―七十二（略） 七十三（略） （一）<u>（五）</u>第十四条第九項の規定による医薬品等の製造販売の変更承認（薬局製造販売業者に限る。） （五）第十四条第十項の規定による医薬品等の製造販売承認事項の軽微な変更の届出の受付（薬局製造販売業者に限る。） （六）<u>（五）</u>第六十九条第一項から第四項までの規定による報告の徴取、立入検査及び収去（配置販売業に係るものを除き、厚生労働大臣又は知事が許可、登録又は承認した医薬品等の製造販売業者及び製造業者等については、薬局製造販売業者及び薬局製造業者に限る。） （七）第七十条第一項及び第二項の規定による医薬品等の廃棄等の措置命令及び廃棄等の処分（配置販売業に係るものを除き、厚生労働大臣又は知事が許可、登録又は承認した医薬品等の製造販売業者及び製造業者等については、薬局製造販売業者及び薬局製造業者に限り、当該処分によつて所有者又は所持者に与える損失額が十万円を超える場合は、あらかじめ知事の指示を受けた場合に限る。） 七十四―九十（略）</p>

附 則

この規則は、令和二年九月一日から施行する。